

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の証明書を添付することが義務付けられました。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。平成16年分までの年末調整や確定申告の手続きでは、納付した保険料を証明する書類の添付等は必要ありませんでしたが、所得税法等の一部が改正され、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険控除として申告する場合に、一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付等することが義務付けられました。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、社会保険庁から昨年の11月上旬に送付されています。証明内容は昨年1月から9月末日までに納付された国民年金保険料額と、10月から12月までに納付が見込まれる場合の納付見込

額です。年の途中から国民年金に加入した場合など、昨年10月以降に初めて保険料を納付した方については、本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。確定申告の手続きの際に、社会保険料控除として国民年金保険料を申告する場合には、必ずこの証明書や領収書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、世帯主は世帯員の保険料を、配偶者は他方の配偶者の保険料を連帶して納付する義務があります。生計を同一とするご家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。その際にはご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付する必要があります。

控除証明書に関するお問い合わせは、  
控除証明書ダイヤル 0570-00-9911まで  
(平成18年3月17日までの平日9時から17時まで)

## 年金相談の時間と休日開庁のご案内

県内の各社会保険事務所や岡山年金相談センターでは、県民サービス向上のため、毎週月曜日に受付時間を延長して年金相談を実施しているほか、休日しか相談に来られないのために、毎月第2土曜日にも年金相談を実施中です。

### 1.毎週月曜日は受付時間を午後7時まで延長

毎週月曜日は、県内のすべての社会保険事務所と岡山年金相談センターにおいて、年金相談の受付時間を午後7時まで延長します。

### 2.休日(毎月第2土曜日)も年金相談を実施

毎月第2土曜日は、県内のすべての社会保険事務所と岡山年金相談センターにおいて、年金相談を実施します。

なお、受付時間は午前9時から午後4時までです。

※毎週月曜日の午後5時以降や第2土曜日の年金相談は、平日昼間と違い、比較的ゆったりと相談を受けることができますので、どうぞご利用ください。

※県内の各社会保険事務所の年金相談窓口の混雑状況がホームページでご覧になれます。

(<http://www.sia.go.jp/~okayama/>)

2月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

受付時間を午後7時まで延長して年金相談を実施します。

午後9時から午後4時まで年金相談を受付します。

※各社会保険事務所・岡山年金相談センターとも共通です。